承 継 申 請 に 係 る 添 付 書 類 (事前認可を活用した場合) (令和4年5月1日現在)

〇添付書類(事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割の場合)*1)

- 1 認可申請書の写し
- 2 認可通知書の写し
- 3 商業登記事項証明書写し(営業譲渡者、営業譲受者)*2
- 4 京都府税の納税証明書原本(営業譲渡者、営業譲受者)
- 5 消費税・地方消費税の納税証明書(書式その3)の写し(営業譲渡者、営業譲受者)
- 6 営業所一覧表(営業譲受者)
- ※ 事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)については、申請者にそれぞれの形態 ・規模・目的等があるため、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ※ その他フロー図などの参考資料があれば1部提出してください。 (特に業種の移転状況が良く分かるように記載されたもの。)
- *1 個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合(いわゆる代替わり)、個人が設立した 法人で引き続き事業を営む場合(いわゆる法人成り)を含む。
- *2 業態が「個人」の場合は不要。

○添付書類(相続の場合)

- 1 認可申請書の写し
- 2 認可通知書の写し
- 3 京都府税の納税証明書原本(被相続人、相続人)
- 4 消費税・地方消費税の納税証明書の写し(相続人)
- 5 営業所一覧表(相続人)
- ※ 相続後の経営事項審査結果通知書を受けている場合、併せて提出してください。